

今日のキーワード 「ジュニアNISA」がスタート（日本）

「NISA」は、少額投資非課税制度のことで、現在は年間120万円までの金融商品に対する分配金や売買益が非課税となる制度です。4月からは「ジュニアNISA」制度が導入され、子供や孫がいる場合は1人につき非課税枠があらたに年間80万円拡大されます。「ジュニアNISA」の利用には、留意しなければならない点もありますが、将来の投資家層の拡大や教育資金などの生前贈与の受け皿として期待されます。

ポイント1

「ジュニアNISA」は4月から開始

子供や孫の80万円の非課税枠が利用できる

- 金融庁の調べによると、2015年末時点での「NISA」の口座数は987万、累計買付金額は6兆4,465億円に達しました。2016年1月からは年間の投資上限金額が100万円から120万円に拡大されたため、買付金額はさらに拡大する見通しです。
- 4月からは「ジュニアNISA」制度があらたにスタートします。「NISA」とは別枠で、毎年80万円までの投資額に対する配当金や売却益が非課税となります。このため、未成年の子供や孫がいる場合、年間200万円までの非課税枠が利用できることとなります。

ポイント2

「NISA」との相違点は

18歳までは原則引き出せない

- 「ジュニアNISA」と「NISA」の相違点は、災害等などやむを得ない場合を除き、子や孫が18歳になるまでは、原則引き出せないという点です。引き出しをする場合には、過去の利益に対して課税され、口座を廃止することになります。
- また、「NISA」が1年単位で口座のある金融機関を変更できるのに対し、「ジュニアNISA」では、金融機関の変更はできません。

【NISAとジュニアNISAの相違点】

	ジュニアNISA	NISA
対象者	0~19歳	20歳以上
年間の投資上限	80万円	120万円
非課税対象	上場株式、公募投信など	
名義人	子や孫	本人
非課税期間	5年間	
引き出し制限	18歳まであり	自由
金融機関の変更	不可	年単位で可能

(出所) 金融庁の資料等より三井住友アセットマネジメント作成

今後の展開

非課税枠が実質増加、投資家層拡大にも期待

■ 非課税枠の有効な活用が可能

こうした制約はありますが、子供や孫の教育資金、あるいは結婚資金の備えなど、長期の展望に立った資産形成には非常に良い制度ということが出来ます。また、非課税枠は年間110万円の生前贈与の非課税枠の範囲内に収まるため、贈与税の対象にもならないメリットが指摘できます。

■ 将来は投資家層の拡大にもつながる

「ジュニアNISA」口座は、子供や孫が成人に達した後は、自動的に「NISA」口座が開設されることとなります。現在の「NISA」口座の利用は60歳以上の構成比が口座数で5割以上となっていますが、「NISA」の本来の目的である投資家層の拡大に貢献することが期待されます。

ここも チェック!

2016年 3月 8日 日本主要企業の業績見通し
2016年 2月16日 最近の指標から見る日本経済（2016年2月）

■ 当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■ 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■ 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■ 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■ 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■ 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■ 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。